

# 交通安全ながさき

平成26年

# 春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(日)~4月15日(火)

## スローガン

お互いに

もてたらいいな 思いやり

平成二十六年度使用交通安全年間スローガン  
●内閣府特命担当大臣賞 南島原市 重村 京子さんの作品



交通安全図画最優秀作品 (平成25年度知事賞)

うの ゆうか  
南島原市立山口小学校3年(当時) 宇野 由花 さんの作品

## 重点

- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

## 特別広報 脇見・ぼんやり運転の防止

### 県下統一行事

4月7日(月)	広報活動強化の日 街頭指導活動	・歩行者やドライバー等に交通安全運動への積極的な参加を呼び掛けます。 ・登下校中の児童生徒に対する街頭指導を強化します。
4月10日(木)	交通事故死ゼロを目指す日	・県民一人一人が交通事故に注意して行動するよう呼び掛けます。
4月11日(金)	飲酒運転根絶啓発強化の日	・飲酒運転の根絶に向けた啓発活動を強化します。
4月15日(火)	街頭指導活動強化の日	・登下校指導をはじめ、自転車利用者へのマナー遵守、高齢者の歩行中における危険行動、シートベルト着用等について街頭指導を強化します。

### 県年間スローガン

守ろう交通ルール 高めよう交通マナー

# 平成二十六年春の全国交通安全運動実施要綱

(主唱：長崎県交通安全推進県民協議会)

## 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 重点1 子どもと高齢者の交通事故防止

### 推進項目

子どもとその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもと高齢者に対する保護意識の醸成を図るために、主に次の項目を推進します。

#### 【高齢者は】

○高齢運転者は、身体機能の衰えを自覚してゆとりある運転に努め、警察や自治体が開催する交通安全講習会に積極的に参加しましょう。また、車の運転に不安を感じたときは、交通事故の加害者や被害者となる前に運転免許証の返納を検討しましょう。

#### ※運転免許証を自主的に返納した場合、身分証明書として利用できる運転経歴証明書制度を活用できます。

○七十歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」を付けて運転しましょう。

○高齢歩行者は、夜間・早朝・薄暮などに外出する際には、明るい目立つ服装や反射材用品を身に付けるなど、運転者から見えやすい服装に心掛けましょう。

#### 【運転者は】

○周囲が見えづらい夜間・早朝・薄暮などは、歩行者が道路を横断しているかも知れないと思いい、注意しながら運転しましょう。

○歩いている子どもや高齢者の近くを通過するときは、減速、徐行するなど安全運転に努めましょう。

#### 【家庭では】

○車に注意するよう声を掛けたり、明るく目立つ服装や反射材用品を身に付けるよう促しましょう。

## 重点2 自転車の安全利用の推進

### 推進項目

自転車事故は被害者になるだけでなく、加害者となる場合があることから、自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を期するため、主に次の項目を推進します。

#### 【自転車利用者には】

○「自転車安全利用五則」など交通ルールを遵守し、交通マナーの向上を図りましょう。

#### 【家庭・学校・地域では】

○子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させるとともに、「自転車安全利用五則」など自転車正しいルールやマナーについて指導しましょう。

○自転車走行中の携帯電話等使用は禁止されていることを指導しましょう。

#### 【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用



## 重点3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用徹底

### 推進項目

全ての座席においてシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、主に次の項目を推進します。

#### 【運転者は】

○発進前のシートベルトとチャイルドシートの全席着用確認及び着用後の発進を実践しましょう。

#### 【家庭・学校・地域・職場では】

○シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を習慣付けましょう。

○出勤・退社時に、シートベルト着用の確認を行うなど、各事業所等において後部座席を含めた着用の徹底を図りましょう。

注：平成二十五年中、長崎県内ではシートベルト非着用で五人死亡、このうち生存可能と推定

## 重点4 飲酒運転の根絶

### 推進項目

運転者をはじめ広く県民一人一人に対し、飲酒運転による交通事故で、尊い人命が失われている現状を訴えて規範

意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、主に次の項目を推進します。

#### 【運転者は】

○飲酒運転は、刑事、行政及び民事上の厳しい責任を伴う犯罪であることを自覚し、「飲酒運転は絶対にしてない」という強い意志を持ちましょう。

○二日酔いで運転すれば、飲酒運転になることを自覚し、翌朝に運転予定がある場合は、飲酒運転にならないよう、酒量や時間に十分配慮しましょう。

#### 【家庭・学校・地域・職場では】

○日頃から飲酒運転の悪質・危険性や飲酒運転事故の悲惨さを話し合い、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりに努めましょう。

○飲酒運転をしないための職場内検討会を行ったり、朝の出発時にアルコールチェッカー等を利用するなど、職場ぐるみで飲酒運転の根絶に取り組みしましょう。

#### 【関係機関・団体では】

○各種メディアを活用して、ハンドルキーパー運動の推進や、飲酒者への車両提供禁止、運転者への酒類提供禁止、飲酒者が運転する車両への同乗禁止など、飲酒運転根絶についての広報啓発活動を展開しましょう。



### 第四十七回長崎県交通安全推進県民協議会総会を開催 交通安全功労者等を表彰

県や県警、県交通安全協会などで行く長崎県交通安全推進県民協議会（会長・中村法道知事）は、二月十九日（水）、長崎市内で第四十七回総会を開き、平成二十六年交通安全全県民運動実施計画を決めました。

総会では、まず交通事故犠牲者に対する黙とうが行われ、会長（中村知事）あいさつの後、交通安全功労者等に対する知事表彰が行われました。交通安全功労者（団体役員の一部）の受賞者は次のとおりです。

#### 交通安全功労者

（団体役員の一部）

- ① 嘉村 隆之氏  
（大村市交通安全協会副会長）
- ② 森 務氏  
（松浦地区交通安全協会副会長）
- ③ 荒木 孝文氏  
（雲仙市交通安全協会理事）



交通安全功労者と 同じく県知事表彰して県知事表彰を受ける嘉村隆之氏、森務氏

### 県内二箇所で開催 指導員ブロック研修会を開催

県交通安全協会、江迎地区交通安全協会、諫早市交通安全協会では、二月六日（木）、十三日（木）の両日、交通安全指導員ブロック研修会を開き、交通安全教室の実演、日頃の指導状況の報告などを行いました。これは、子どもやお年寄りの交通事故防止を目的に、各担当地区で交通安全教室や街頭での交通指導を行っている、交通安全指導員の資質や指導技能の向上を目的に、毎年この時期に開いているものです。

また、諫早市で開かれた研修会には、八地区の交通安全指導員十九人が参加し、諫早市交通安全協会の梅崎佳那指導員と森絢佳指導員が、諫早市内のふくた保育園（古川トモ園長）の園児百二十人に、「いろいろな果物が実っている木」から実をもぎ取らせて「その果物に合った交通ルール」を問答式で教え、また、「道路への飛出し」を絶対にしないよう楽しく教えました。

町立第二保育所（末永ユウ子園長）の園児五十六人に、手作りの「交通安全BOX CAR」を使って、「道路に飛び出すことがなぜ危険なのか」「踏切はどう渡ればいいのか」を、問答方式で分かりやすく教えました。見学していた指導員からは、「子どもに興味を持たせるよう随所に工夫が見られ、このように分かりやすい教材で踏切の正しい渡り方を園児に教える、江迎地区交通安全協会の竹末育代指導員

午後からは、参加した交通安全指導員全員が、日頃行っている交通安全教室の実演を短時間で、参加者が多く意見を有意義な研修会となりました。



手作りの教材で踏切の正しい渡り方を園児に教える、江迎地区交通安全協会の竹末育代指導員



手作り教材で分かりやすく園児に交通安全ルールを教える諫早市交通安全協会の梅崎佳那指導員と森絢佳指導員

## 道路交通法の一部が改正・施行されました

平成25年12月1日施行

### 悪質・危険運転者対策

1 無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則の引上げ

無免許運転	無免許運転の下命・容認	免許証の不正取得	改正前	1年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金	改正後	3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
-------	-------------	----------	-----	----------------------	-----	----------------------

2 無免許運転補助行為（自動車等の提供行為及び同乗行為）の禁止及び罰則規定の整備

#### ◆自動車等を提供した場合

無免許運転をするおそれのある者に自動車等を提供し、自動車等の提供を受けた運転者が無免許運転をした場合

3年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

#### ◆同乗した場合

自動車等の運転者が免許を受けていないことを知りながら、その運転者に対し自動車等を運転して自己を運送することを要求・依頼して同乗した場合

2年以下の懲役 又は 30万円以下の罰金



### 自転車利用者対策

1 自転車の制動装置に係る検査及び応急措置命令等に関する規定の整備

内閣府令で定める基準に適合したブレーキを備えない自転車が運転されている場合、警察官はその自転車のブレーキを検査したり、ブレーキの整備や運転継続の禁止を命令することができます。

命令に違反した場合

5万円以下の罰金

2 自転車を含む軽車両の路側帯通行に関する規定の整備

自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。





# 各地区(市)交通安全協会の活動状況

## 長崎市交通安全協会連合会



路面電車4台に「年末の交通安全県民運動」及び、「許しません 飲酒運転 許す人」の2種類の看板を掲示し、交通安全の啓発等を行った。

## 大浦地区



常盤町ホテルニュータング付近において、活水女子大生、警察、地活推進委員らとともに、ドライバーに「子どもと高齢者の交通事故防止」などを呼びかけた。

## 稲佐地区



稲佐橋交差点において、二輪車運転者、自転車利用者等に、チラシ、グッズを配って二輪車運転時の交通事故防止を呼びかけた。

## 浦上地区



長崎国体のマスコット「がんばくん」らとともにチラシなどを配り、歩行者に交通安全を呼びかけた。

## 時津地区



交通安全啓発の看板、のぼり旗等を掲示した車両7台で時津町内のパレードを行った。

## 諫早市



諫早市交通安全協会飯盛支部は、母の会とともに、県道においてドライバーに手づくりの餅とチラシ等を配って飲酒運転の根絶などを呼びかけた。

## 南島原市



口之津町ケアサポートかいぜにおいて、交通安全指導員が高齢者に腹話術で分かりやすく交通事故の防止を呼びかけた。

## 雲仙市



雲仙市交通安全協会吾妻支部は、母の会と合同で吾妻町内の高齢者宅を訪問し反射材やチラシなどを配って高齢者に交通事故防止を呼びかけた。

## 大村市



市内大型量販店入口において、来店する客に対して「飲酒運転の根絶」「全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用」などを呼びかけた。

## 川棚地区



東彼杵町国道34号において、ドライバーや同乗者にドリンクやチラシなどを配り、交通事故の防止を呼びかけた。

## 早岐



佐世保市指方町の国道202号において街頭キャンペーンを行い、「東明幼稚園児」がハンドプレートでドライバーに安全運転を呼びかけた。

## 佐世保市



市道SSKバイパスにおいて、警察、自治体、地活、母の会らとともに街頭キャンペーンを行い、ドライバーにチラシ、グッズを配って「飲酒運転根絶」を呼びかけた。

## 相浦地区



相浦警察署管内の料飲店8店舗を訪問し、手づくりのテーブル Tent を配って飲酒運転の根絶を呼びかけた。

## 松浦地区



市内スーパー駐車場において、買い物帰りに交通安全などを呼びかけた。

## 平戸地区



交通安全指導員が市内全ての幼稚園、保育所を巡回、園児にクレヨンをプレゼントして、家族ぐるみの交通事故防止を呼びかけた。

## 五島市



ドライバーにチラシ、グッズなどを配り、シートベルト・チャイルドシートの正しい着用を呼びかけた。

## 上五島地区



新上五島町の新魚日町・若松・有川・奈良尾・本庁の各地区において、役場・警察・母の会らとともに、ドライバーにグッズやチラシを配って「飲酒運転根絶」など交通安全を呼びかけた。

## 対馬南地区



対馬南警察署管内の飲食店を訪問し、「飲酒運転の根絶」と「ハンドルキーパー運動の推進協力」を呼びかけた。

## 交通安全協会へのご入会をお願いします!

交通安全協会は、悲惨な交通事故をなくし、安全・安心な長崎県を実現するため、主に次のような活動を行っています。

- 各種交通安全キャンペーン
- テレビ、ラジオ等各種広報媒体による交通安全広報
- 高齢者、子ども等に対する街頭における交通指導・誘導
- 新入学児童への黄色い帽子、ランドセルカバーなどの贈呈
- 会員へのチャイルドシートの無料貸出し
- 幼稚園や保育園、老人ホームなどでの交通教室の開催

これらの活動経費は、皆様方の会費によって支えられています。悲惨な事故を防止するため、皆様の交通安全協会へのご入会をお願いします。

## 交通安全協賛店 交通安全協会の会員の皆さんには、次のような特典があります!!

会員の皆さんが、交通安全協賛店で「会員証と免許証」を提示していただきますと、料金割引等のサービスを受けることができます。交通安全協賛店は、県下の自動車・自転車販売修理店、給油所、飲食店、宿泊・温泉施設など619店舗（平成26年3月6日現在）です。詳細は「協賛店ガイドブック」でご確認ください。